

第10次横浜市消費生活審議会 第1回消費者団体等協働促進事業審査評価部会 会議録	
日 時	平成27年3月17日(火) 10時30分～11時30分
開催場所	松村ビル別館501会議室
出席者	上田委員、大岡委員、作間委員及び鈴木隆委員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者0人)
議題・報告	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部会長の選出について 2 会議録確認者の指名について 3 平成27年度消費者団体等協働促進事業の審査基準(案)について 4 平成26年度消費者団体等協働促進事業の事業評価表(案)について <p>報告</p> <p>平成26年度消費者団体等協働促進事業の実施状況</p>
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長は作間委員とする。 2 会議録確認者は上田委員及び大岡委員とする。 3 平成27年度消費者団体等協働促進事業の審査基準(案)は、案とおりにする。 4 平成26年度消費者団体等協働促進事業の事業評価表(案)は、案のおりにする。
議 事	<p>開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部会長選出までの間、事務局で議事進行することの確認 ○会議成立の定足数の確認 ○審議会の公開と会議録の公表の確認 ○会議録確認者は上田委員及び大岡委員に決定 <p>議題1 部会長の選出について</p> <p>事務局</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。議題1「部会長の選出について」に移ります。横浜市消費生活条例第11条第3項で規定されておりますが、「部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。」ことになっております。今回はいかがでございますでしょうか。</p> <p>上田委員</p> <p>第9次から本部会に所属されているので、作間委員を御提案させて頂きたいと思いません。</p>

事務局

ただ今、御推薦がございました。いかがでございますでしょうか
～異議なし～

事務局

それでは、作間委員、お引き受け頂けますでしょうか。

作間委員

承知いたしました。

事務局

ありがとうございました。それでは、部会長席に移動をお願いいたします。
議事進行を引き継ぎますので、よろしくをお願いいたします。

議題 2 会議録確認者の指名について

部会長（作間委員）

それでは、議事を進めます。議題2について、本日の会議録の確認者2名の指名についてですが、上田委員、大岡委員にお願いしてもよろしいでしょうか。

上田委員・大岡委員

はい。

議題3 平成27年度消費者団体等協働促進事業募集要項及び審査基準（案）について

部会長（作間委員）

本日第1回の部会では、平成27年度の協働事業の実施事業を募集するための募集要項及び応募団体の審査をする際の審査基準と、平成26年度の協働事業の事業評価表について審議いたします。

なお、審議会への報告は、議事録が整いましたら、各委員宛にお送りし、報告いたします。

それでは、議題3について事務局から説明をお願いします。

事務局

（配布資料1から4の説明）

部会長（作間委員）

委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

鈴木隆委員

消費者市民社会の実現という部分は、消費者教育の推進に関する法律の中にあつた部分をいれたとのことですが、この法律については、平成24年12月施行で、消費者教育の推進に関する基本的な方針という閣議決定は平成25年6月ですから、平成25年度には入れられなかったけれども、平成26年度には入れられたのではないのでしょうか。

事務局

第9次の審議会におきまして、横浜市における「新たな視点での消費者教育について」というテーマで御審議頂き、その報告に基づきまして、「横浜市消費者教育推進の方向性（案）」をまとめてまいりました。これに沿ったものとして協働事業を考えております。

昨年12月に消費者教育推進地域協議部会を作りまして、その部会におきまして、消費者教育推進の方向性について御審議頂いています。

近々、審議会の委員の皆様にお送りさせて頂きまして、横浜市の施策に、皆様の御意見を反映していこうと考えています。

また、本日は、3人の委員の皆様にとって初めての部会ですので、本部会について御説明申し上げます。

(配布資料2について説明)

部会長（作間委員）

補助金の総額がまだ決まっていないわけですが、30万円の事業と10万円の事業を予算内でうまく組み合わせられればということですね。

一方で、応募された事業のうち点数の高い方から決定していくということですね。

配布資料2の6頁の上段に「*上記1から7の費目であっても、補助対象経費として認められない場合があります。」とありますが、実際に認められなかったケースはあるのでしょうか。

事務局

ございました。4コピーの印刷費として請求されたものが、事業報告書では1枚10円で計算されていたのですが、実際には、所属している会社でコピーしていたため、1枚10円かかっていないということがございました。この点につきましては、1枚10円としては認めませんでした。

部会長（作間委員）

領収書を出して頂いたりして分かるということでしょうか。

事務局

はい。領収書や内訳のヒアリングをすることで判明いたしました。

大岡委員

消費者教育啓発講座や消費生活相談事業のように、いくつかのカテゴリになっているわけですが、応募の時には、どのカテゴリで応募するのかという点を団体に決めて頂くのでしょうか。例えば、消費生活相談事業で補助金を頂きたいというような。

事務局

はい。

大岡委員

ただ、消費生活相談事業への応募自体は、区分1、2の区別なく行い、これは協働部会で区分1か区分2かに決めるということですか。この点については今まで特に不都合はなかったのですか。大まかなカテゴリでご応募頂いて。

事務局

団体の規模によって、30万円のメニューを選ぶのか、10万円のメニューを選ぶのかは大体決まっているので、それほど不都合がございませんでした。

大岡委員

配布資料2の6頁に「実施主体となる団体の要件」とありますが、1に「消費者団体等」とあります。「等」とありますが、消費者団体以外も想定しているのでしょうか。

事務局

基本的には消費者団体となりますが、例えば、環境問題から入って行って、消費に関心が生まれる場合もありまして、そういうところから広げていきたいと考えています。

消費者市民社会の実現という考え方により、団体からご応募頂ければ、より裾野が広がっていくと思います。

大岡委員

ピュアな消費者団体ではなくとも、この協働事業に手を挙げれば、補助金を頂ける可能性があるということですね。

また、配布資料2の6頁に「実施主体となる団体の要件」の3に「継続した活動が期待されるものであること」とありますが、例えば、将来に向かっての話ですが、今年できたばかりの団体でも、将来に向かっての継続可能性とか、審査基準の企画力、実施能力とか、厳しい要件は求めないということによろしいですね。

事務局

はい。

大岡委員

一番大事な協働性という部分ですが、配布資料2や配布資料3に、協働事業のニュアンスが伺えないように見えるのですが、基本的には、行政側の事業との何らかの連関はないというニュアンスでしょうか。

事務局

横浜市は広報よこはま等の広報媒体を有していますので、横浜市は広報面で協力していくこととなります。

協働という考え方がなかなか浸透していないのですが、旧来ですと、補助金をもらったら最後に決算が来るだけというものでしたが、協働事業では、御相談しながらやっていくところがございます。その点で、協働しております。

部会長（作間委員）

広報を主として協働とするということですね。

以前、第9次審議会では、市の職員が協働事業をやっている場所に行かれたとお聞きしましたが、実際に講座に出向かれて、何か今後のことについて支援をなさるといこともされるのですか。

事務局

実際に出向いています。

お互いに強み弱みがありますが、確かに講座に出向かせて頂いて、他の団体の実施状

況をお伝えしたりしています。

また、ご提案の中で、行政にやってほしいというものがあれば、検討してまいります。一つのを一緒に作っていく意味で、協働していきます。

上田委員

補助金額なのですが、ここ何年もこの金額なのでしょう。

また、例えば10万円の事業を増やして、より多くの団体に実施して頂くということは検討していないのでしょうか。

事務局

この何年か、予算は80万円ですが、その前はそれより多いときもございました。厳しい状況の中で、少しずつ削減となっています。

協働団体同士のつながりも出てくるので、多くの団体に実施して頂くのがあるべき姿なのですが、結果として、手を挙げている団体数はそれほどないという状況でございます。

鈴木隆委員

配布資料2の5頁に「(3) その他事業について」とありますが、ここでは金額は決まっているのでしょうか。

事務局

特に決まっておりません。金額的なことも含めてご提案頂き、そこで見ていくということになります。

部会長（作間委員）

これまで実績がないと第9次のときにお聞きしています。

事務局

応募が少ないということがございます。もっと広げていきたいと考えています。

部会長（作間委員）

他に御意見ございますでしょうか。

それでは、議題1については、よろしいでしょうか。

議題 4 平成26年度消費者団体等協働促進事業 事業評価表（案）について

部会長（作間委員）

それでは、議題4の「平成26年度消費者団体等協働促進事業 事業評価表について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局

（配布資料5の説明）

部会長（作間委員）

委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

鈴木隆委員

これはあくまでも自己評価表なのですか。

例えば、何日に実施したというようなことについては、事業報告書がついてくるということでもよろしいですね。

部会長（作間委員）

はい。横浜市と団体が各々自己評価をするためのものです。

他には特にございませんでしょうか。

こちらの内容でもよろしいでしょうか。

～異議なし～

報告 平成26年度協働事業の実施状況について

部会長（作間委員）

次に、平成26年度協働事業の実施状況について、事務局から説明します。

事務局

（配布資料6の説明）

部会長（作間委員）

事務局の説明につきまして、御意見やご質問等ございますでしょうか。

よこはま消費生活「講師の会」は、まだ三回ということで、10万円の団体ですけれども、少ないのではないのでしょうか。

事務局

3月に2回実施する予定です。

鈴木隆委員

平成26年度は、何件応募があったのですか。

4件応募があって、4件だったということですか。

事務局

4件応募があって、4件でした。

部会長（作間委員）

できるだけ多くの団体が応募してくださるとよいと思うのですが。

鈴木隆委員

普通の人からすると、特殊な事業が揃ったなと思ったのですが、もちろん募集要項からは外れていないのですが、多少事業内容が偏っているような印象を受けました。

事務局

横浜市には消費者団体が10前後あるのですが、今までやっていたところが、スタッフが揃わなかったとか色々な事情があり、4分の4となりました。

これから、事業自体のPRにも力を入れていきたいと思います。

鈴木隆委員

この話と直接関係しないのですが、オーソドックスな消費者団体のスタッフは、かなり若返りが必要だと思いますし、デジタルコンテンツとかSNSの話のような現代の緊要性の高いテーマができるようなスタッフがそろっているような団体にしなければな

らないと思います。この事業の前提の前提のような問題かもしれませんが、4団体しか応募がなかったことの原因はそのようなことにあると感じています。

この事業の事前の広報はしっかりとやって頂きたいと思うのですが。

事務局

団体へお声掛けはしているのですが、なかなか厳しい状況でございます。団体自体の継続が難しい団体もあります。

部会長（作間委員）

以前、中学校で講座を実施する団体があったのですが、前回はお応募頂けなかったということでした。少しお休みになられてから応募して頂ければと思います。

鈴木隆委員

われわれのような講座を実施する団体からすると、なかなか講座を年間でこれだけ実施するのはなかなかタフかもしれないですね。

部会長（作間委員）

消費者団体さんは、この事業以外にも個別に活動をされているので、なかなか難しいかもしれませんね。

本日皆様から頂きました御意見を事務局にまとめてもらいますが、確認については、時間の関係もありますので、部会長一任ということよろしいでしょうか。」

～異議なし～

部会長（作間委員）

それでは、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

部会長（作間委員）

4月16日に協働事業の募集説明会を開催し、先ほど御審議を頂いた募集要項について説明いたします。

次回、第2回目の部会は6月上旬ごろに予定しており、事前に資料をお送りした上で、本日御意見を頂きました審査基準に沿って、27年度の応募事業の審査を行うとともに、26年度に実施された協働事業の評価について、御審議をお願いしたいと考えております。

なお、4月16日の募集説明会につきましては、消費者団体に直接御連絡を差し上げる等して、協働事業の実施について、市内の消費者団体に対して周知を図っていきたいと考えています。

部会長（作間委員）

「委員の方から、全体を通して御意見・御質問はありますでしょうか。」

	<p>閉 会</p> <p>部会長（作間委員）</p> <p>以上で、第1回消費者団体等協働促進事業審査評価部会を閉会させていただきます。 ありがとうございました。</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事次第 ・ 配布資料1 本部会名簿 ・ 配布資料2 平成27年度消費者団体等協働促進事業募集要項(案) ・ 配布資料3 募集要項新旧対照表 ・ 配布資料4 平成27年度消費者団体等協働促進事業審査基準 ・ 配布資料5 平成26年度消費者団体等協働促進事業評価表 ・ 配布資料6 平成26年度消費者団体等協働促進事業の実施状況 ・ 横浜市消費生活条例関係規程集（横浜市消費生活条例、横浜市消費生活条例施行規則、横浜市附属機関等の会議の公開に関する要綱、適正な事業活動の確保及び消費者の被害救済実施に関する事務取扱要領、事業者への調査、指導及び勧告に係る実施要領、消費者被害救済部会運営要綱、消費者被害救済部会付託案件の選定及び会議の実施に関する要領） ・ 消費者教育関係資料集